

平成24年（た）第1号

請求人 守

大 助

2013（平成25年）9月 日

### 証拠開示勧告申立書

仙台地方裁判所第1刑事部御中

請求人代理人

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

外

#### 第1 再審における証拠開示の意義と重要性

冤罪は市民の生活を根底から破壊する最大の人権侵害である。

近年、裁判実務に「無辜の救済が目的である再審においても証拠開示を積極的に行なうべきである」という考え方が浸透している。

現に、弁護側の請求に対し、裁判所が積極的に訴訟指揮を行い、検察官に証拠開示を促すことによって、実際に証拠開示が行われ再審請求人に有利な新証拠が発見されたり、再審請求人の証拠物に対するアクセスが可能となって再鑑定が行われた結果、再審が実現するケースが相次いでいる。

無期懲役の足利事件では、再審請求の最中にようやくDNA型の再鑑定が認められ、その結果確定判決を支えた鑑定の誤りが判明し、再審無罪へと至った。

同じく無期懲役事案である布川事件では、再審請求中に有利な数多くの証拠が検察側から開示された結果、再審の無罪に結実した。

さらに同じく無期懲役ケースの東電女性殺害事件では、再審請求審裁判所の積極的な訴訟指揮により、検察側が保管していた証拠物から請求人以外の人物が犯人である可能性を示すDNA型鑑定が次々と出てきて、検察側も最終的には再審請求について無罪の判断を示すに至り、再審無罪が実現している。

これらの事件において、裁判所が積極的に検察に開示等を促していなかったなら、どうなっていたであろうか。

幸い、以上のケースでは、裁判所が無実の訴えに耳を傾けた結

果、証拠が開示されたりあるいは証拠物を使った鑑定が可能となった。

このような冤罪の教訓からしても、とりわけ再審請求審においては、未開示証拠へのアクセスが、真実を究明し無実の人を誤判から速やかに救済するために必要不可欠なのであって、弁護側の求める証拠開示が保障されなければならないことは明白である。

この点は諸外国の裁判実務ではすでに常識として定着している。

カナダ最高裁判所は、検察側証拠について、次のように述べて、裁判開始前に被告人に関連証拠の全てを開示するように義務付ける判決を出している。

「検察の手中にある捜査の成果は、有罪を確保するための検察の財産なのではなく、正義がなされることを確保するために用いられる、公共の財産である。」

イギリスにおいても、多くの誤判事件を教訓に、利用するしないにかかわらず検察側は手持証拠の一覧を弁護側に示すルールが定められている。

## 第2 未開示証拠の全面的開示を行なうよう勧告を

公平な裁判の実現のために、検察側が持っている証拠を弁護側に全て開示することは、市民の常識的な感覚として当然である。

このことは、前記カナダ最高裁判決の明示するところであった。

とりわけ再審請求審の現段階においては、開示による何らの弊害も考えられないのであるから、存在の判明している証拠（確定審で申立済みの対象証拠）弁護側に判明していない証拠にかかわらず、全ての証拠の開示を求めるものであり、裁判所は、その旨、検察側に勧告されたい。

## 第3 証拠品リスト（証拠の標目）の開示勧告を

公平な裁判というためには、証拠リストを開示して、どのような証拠があるのかを弁護側に明らかにすることは当然の大前提と言えよう。証拠の表題のリストを明らかにするだけのものであるから、プライバシー侵害その他の弊害は皆無である。

検察側はこれまでの三者協議の中では、消極的態度を示してい

るようであるが、改めて本書面により証拠品リストの開示を求めることとし、裁判所にはその旨勧告するよう申し立てるものである。

なお、本年7月18日、大崎事件第2次再審を審理していた福岡高裁宮崎支部は、検察官に証拠品リストの開示を勧告している。

#### 第4 今回具体的には以下の証拠について開示を求める

##### 1 開示を求める証拠の表示

###### (1) 殺人未遂事件認知報告書

これは、本件第1逮捕事件(A子事件)の逮捕状請求書に疎明資料として記載されているもの

###### (2) 犯罪認知報告書

これは、本件第2逮捕事件(S子事件)の逮捕状請求書に疎明資料として記載されているもの

###### (3) 殺人未遂被疑事件認知報告書

これは、本件第3逮捕事件(M子事件)の逮捕状請求書に疎明資料として記載されているもの

###### (4) 殺人未遂被疑事件認知報告書

これは、本件第4逮捕事件(A男事件)の逮捕状請求書に疎明資料として記載されているもの

###### (5) 殺人未遂被疑事件認知報告書

これは、本件第5逮捕事件(K男事件)の逮捕状請求書に疎明資料として記載されているもの

##### 2 証拠開示を求める理由

検察側は、本件再審請求審において、捜査経過について合理性に欠けるところがないかのような主張をしている。

しかしながら、弁護側は、すでに指摘したとおり、請求人逮捕前(起訴前も)、本件事案の特徴に則した捜査を行なっていたとは認められない、思い込み捜査だと主張している。具体的に指摘すると、カルテの検討を行っていない、医学専門家の専門性のある意見を仰いでいないなどである。

確定判決が医療行為を装った犯行と指摘しているように、通常の医療行為としかみえない請求人の点滴等の看護措置から、これを殺害行為と識別するための捜査として何を行っていたのか、これ

らの認知報告書を見れば極めて明白となる。

本件の事件性を認定する捜査として何をなし、請求人の犯人性を認定するための捜査として何をなしたのかがこれらの認知報告書によって、より一層明らかになるのである。

以 上